

# 特定地域の指定基準等について

平成31年4月23日

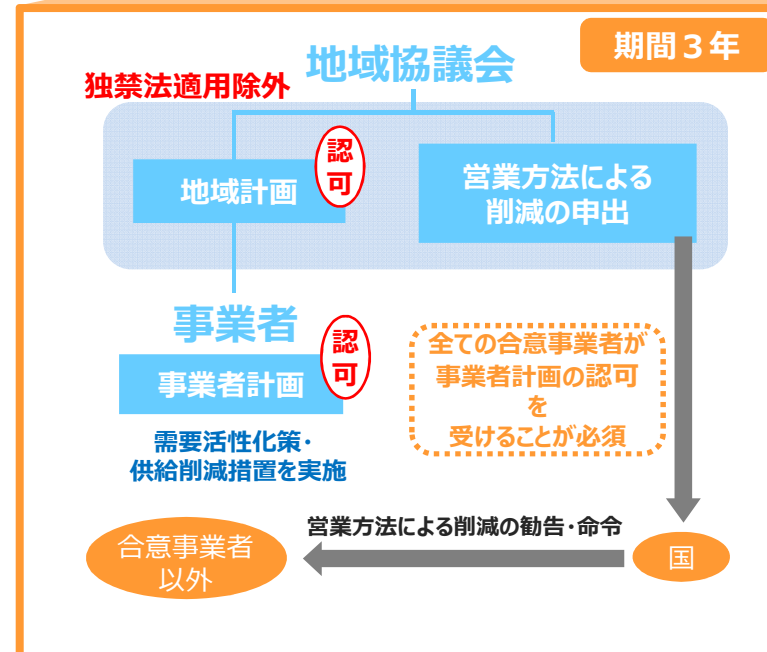
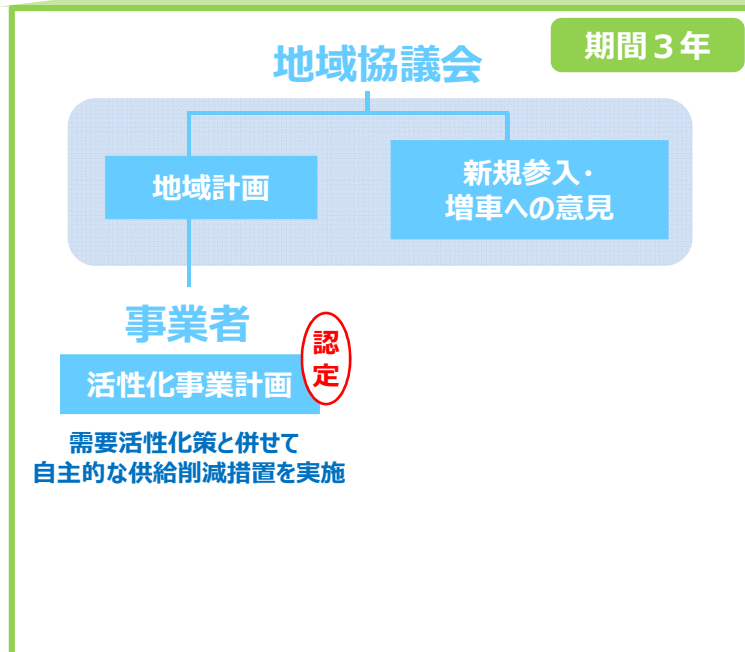
京浜交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会

# 改正タクシー特措法のポイント

改正タクシー特措法 = 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成25年11月成立、平成26年1月施行）

- ① 道路運送法に基づく「新規参入は許可制、増車は届出制」という規制緩和の原則は維持しつつ、供給過剰対策が必要な地域について、**特定地域と準特定地域の二本立ての制度を創設。**
- ② **特定地域**については、**新規参入・増車は禁止。**
- ③ 認可を受けた特定地域計画に基づく供給過剰対策の取組に関する**独占禁止法の適用除外。**
- ④ 一定の場合には、供給輸送力を削減しない事業者に対して、**営業方法の制限に関する勧告・命令**が可能に。
- ⑤ 特定地域及び準特定地域において**公定幅運賃制度を創設。**

原則（道路運送法）	準特定地域（大臣指定）	特定地域（大臣指定・運審諮問）
<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新規参入：許可制</li> <li>◆ 増車：届出制</li> <li>◆ 自動認可運賃（下限割れには厳正な審査）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新規参入：許可制</li> <li>◆ 増車：認可制</li> <li>◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 新規参入・増車：禁止</li> <li>◆ 強制力ある供給削減措置</li> <li>◆ 公定幅運賃（下限割れには変更命令）</li> </ul>



# 特定地域の指定基準等①

以下の指標に該当する場合に特定地域として指定（(5)については、①～③いずれかに該当すること。ただし、日車営収が平成13年度より増加している場合には指定しない）

- (1) 車両の稼働効率の指標 ⇒ 実働実車率(=実働率×実車率)が平成13年度と比較して10%以上減少していること。
- (2) 事業者の収支状況の指標 ⇒ 赤字事業者の車両数シェアが1/2以上であること、又は赤字事業者の車両数シェアが1/3以上であって、前年度と比較して10ポイント以上増加していること。
- (3) 流し営業の指標 ⇒ 人口30万人以上の都市を含む営業区域であること。
- (4) 地域の需要動向の指標 ⇒ 総実車キロが前年度と比較して5%以上増加していないこと。
- (5)
  - ① 運転者の賃金水準の指標 ⇒ 日車営収又は日車実車キロが平成13年度と比較して10%以上減少していること。
  - ② 事業運営の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの法令違反の件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。
  - ③ 安全性の指標 ⇒ 走行100万キロ当たりの事故の発生件数の直近5年間の平均値が、全国の平均値を上回っていること。
- (6) 地域・利用者の意向の指標 ⇒ 利用者の意向も踏まえた上で協議会の同意を得ること。

※指定を解除する営業区域又は指定の延長を行わない営業区域にあつては、原則として準特定地域として指定

## 特定地域の指定基準等②

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づく特定地域の指定の期限の延長の取扱いに関する指針について  
(抜粋)平成30年3月16日付国自旅第298号通達

2. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、「特定地域の指定等について」(平成27年1月30日付け公示。以下「指定基準通達」という。)1.に掲げる基準(以下「指定基準」という。)に該当する地域は、更に3年を超えない範囲で期間を定めて指定を延長する。ただし、延長後、毎年度の輸送実績等に基づき、指定基準に該当しない場合は、当該輸送実績等が明らかになった年度末日に指定を解除する。
  
3. 協議会において特定地域計画が議決されている地域のうち、指定を受けた年度から2年後の年度において明らかになる輸送実績等に基づき、上記2. (ただし書を除く。)に該当しない地域は、取組の実施により事業環境が改善したかどうかを判断するため、指定を受けた年度から3年後の年度において集計される輸送実績等が明らかになる当該年度末日まで指定を延長する。この場合において、指定基準通達2. ただし書の規定は適用しない。

○国土交通省告示第四百六十三号  
 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条第二項、同条第三項及び第三条の二第一項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

国土交通大臣 石井 啓一

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示  
 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

改正前

（特定地域）		
地方運輸局長	営業区域	期間
一 北海道運輸局長	〔札幌交通圏〕	平成三十年十一月一日から平成三十三年十月三十一日まで
二 東北運輸局長	〔仙台市〕	平成三十年六月一日から平成三十三年五月三十一日まで
三 関東運輸局長	〔南多摩交通圏〕、〔京葉交通圏〕、〔東葛交通圏〕、〔千葉交通圏〕、〔県南中央交通圏〕及び〔宇都宮交通圏〕	平成二十八年七月一日から平成三十一年六月三十一日まで
第四条 法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。		
（特定地域）		
地方運輸局長	営業区域	期間
一 北海道運輸局長	〔札幌交通圏〕	平成三十年十一月一日から平成三十一年三月三十一日まで
二 東北運輸局長	〔仙台市〕及び〔秋田交通圏〕	平成三十年六月一日から平成三十三年五月三十一日まで
三 関東運輸局長	〔京浜交通圏〕	平成三十年八月一日から平成三十三年七月三十一日まで
第四条 法第三条第一項の規定に基づき特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。		

(略) 地方運輸局長	(略) 営業区域	(略) 期間	四 北陸信越運輸局長 (略)	五 近畿運輸局長 (略)	六 中国運輸局長 (略)	七 九州運輸局長 (略)
			「新潟交通圏」 平成三十年八月一日から 平成三十三年七月三十一 日まで	(略)	「大阪市域交通圏」 平成三十年十一月一日か ら平成三十三年十月三十 一日まで	(略)

**第五條** (準特定地域) 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

(略) 地方運輸局長	(略) 営業区域	(略) 期間	四 北陸信越運輸局長 (略)	五 近畿運輸局長 (略)	六 中国運輸局長 (略)	七 九州運輸局長 (略)
			「新潟交通圏」及び「金沢交通圏」 平成三十年八月一日から 平成三十一年三月三十一 日まで	(略)	「大阪市域交通圏」 平成三十年十一月一日か ら平成三十一年三月三十 一日まで	(略)

**第五條** (準特定地域) 法第三条の二第一項の規定に基づき準特定地域として指定する地域は、道路運送法施行規則第五条の規定に基づき次の表の上欄に掲げる地方運輸局長が定める営業区域のうち同表の中欄に掲げる営業区域とし、当該指定に係る期間は、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。

二 東北運輸局長	(略)	(略)	二 東北運輸局長	(略)	(略)
三 関東運輸局長	「いわき市」 「秋田交通圏」	平成三十年十月一日から 平成三十三年九月三十日 まで 平成三十一年四月一日か ら平成三十三年九月三十 日まで	三 関東運輸局長	(略)	(略)
四 北陸信越運輸局長	「長岡交通圏」、「上越交通圏」、 「新発田市A」、「柏崎市A」、「高 岡・氷見交通圏」、「砺波市B・ 南砺市」、「南加賀交通圏」、「松本 交通圏」、「上田市A」及び「飯 田市A」	平成二十九年一月二十七 日から平成三十一年九月 三十日まで	四 北陸信越運輸局長	「長岡交通圏」、「上越交通圏」、 「新発田市A」、「柏崎市A」、「高 岡・氷見交通圏」、「砺波市B・ 南砺市」、「南加賀交通圏」、「松本 交通圏」、「上田市A」及び「飯 田市A」	平成二十九年一月二十七 日から平成三十一年九月 三十日まで
九 九州運輸局長	「筑豊交通圏」、「佐賀市」、「唐津 市」、「佐世保市」、「諫早市」、「八 代交通圏」、「別府市」、「都城交通 圏」、「延岡市」及び「鹿児島空 港交通圏」	平成二十九年一月二十七 日から平成三十一年九月 三十日まで	九 九州運輸局長	「筑豊交通圏」、「佐賀市」、「唐津 市」、「佐世保市」、「諫早市」、「八 代交通圏」、「別府市」、「都城交通 圏」、「延岡市」及び「鹿児島空 港交通圏」	平成二十九年一月二十七 日から平成三十一年九月 三十日まで
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
「熊本交通圏」及び「宮崎交通 圏」	平成三十一年四月一日か ら平成三十三年九月三十 日まで	「金沢交通圏」	「鹿行交通圏」	平成二十九年十月一日か ら平成三十二年九月三十 日まで	(略)
「京浜交通圏」	平成三十一年四月一日か ら平成三十三年九月三十 日まで	「熊本交通圏」及び「宮崎交通 圏」	「京浜交通圏」	(略)	(略)

附則  
この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

国自旅第191号  
平成30年11月22日

関東運輸局長 殿

自動車局長  
(公印省略)

特定地域の指定について

現在特定地域に指定している営業区域について、「特定地域の指定等について（平成27年1月30日国自旅第305号。以下「指定基準」という。）」に基づき該当状況を確認したところ、下記の営業区域について指定基準（1.（6）を除く。）に該当しない状況である。については、貴職から下記交通圏の特定地域協議会会長に対してその旨を伝えられたい。

記

指定基準（1.（6）を除く。）に該当しない営業区域  
神奈川県 京浜交通圏



【各営業区域ごとにおける指定基準への適合状況】

京浜交通圏

(1) 実働実車率の要件

(H13) 41.0% (H29) 31.0% (減少率) 24.4%

(2) 赤字車両数シェアの要件

(H28) 52.4% (H29) 44.2% (収支差) ▲8.1 ポイント

(3) 人口要件

横浜市 約 373 万人

(4) 総実車キロの要件

(H28) 162,253,680 km (H29) 158,176,156 km (増加率) ▲2.5%

(5) ①日車営収又は日車実車キロの要件

日車営収 (H13) 44,008 円 (H29) 38,748 円 (減少率) 12.0%

日車実車キロ (H13) 113.8 km (H29) 86.4 km (減少率) 24.1%

②法令違反の発生状況の要件

( 京浜交通圏 ) 0.0160 件 ( 全国平均 ) 0.0573 件

③事故の発生状況の要件

( 京浜交通圏 ) 7.815 件 ( 全国平均 ) 7.594 件

公 示

「準特定地域における適正と考えられる車両数について」  
の一部改正について

標記について、別紙改正欄のとおり一部改正したので公示する。

平成31年4月11日

関東運輸局長 掛江 浩一郎

改正	現行
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p> <p><u>附則（平成31年4月11日 一部改正）</u> <u>1 本公示は、平成31年4月11日 から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p style="text-align: center;">準特定地域における適正と考えられる車両数について</p> <p>特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）における準特定地域の適正と考えられる車両数（以下「適正車両数」という。）を算定したので下記のとおり公示する。 なお、適正車両数の算定基礎数値は、別紙のとおりである。</p> <p>平成27年 1月27日</p> <p style="text-align: right;">関 東 運 輸 局 長 又 野 己 知</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>別添のとおりとする。</p> <p>附則（平成27年8月10日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月10日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年8月19日 一部改正） 1 本公示は、平成27年8月19日 から適用する。</p> <p>附則（平成27年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成27年10月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年7月15日 一部改正） 1 本公示は、平成28年7月15日 から適用する。</p> <p>附則（平成28年8月1日 一部改正） 1 本公示は、平成28年8月1日 から適用する。</p> <p>附則（平成29年8月23日 一部改正） 1 本公示は、平成29年8月23日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年8月24日 一部改正） 1 本公示は、平成30年8月24日 から適用する。</p> <p>附則（平成30年10月1日 一部改正） 1 本公示は、平成30年10月1日 から適用する。</p>

(傍線の部分は改正部分)

## 改正

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成29年度末 車両数(両)	平成29年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,178	25,046	28,143	-0.1
	北多摩	1,576	1,401	1,738	9.3
	西多摩	185	164	209	11.5
神奈川	京浜	5,820	5,027	6,858	15.1
	県央	2,283	1,946	2,227	-2.5
	湘南	355	315	387	8.3
	小田原	420	373	502	16.3
千葉	市原	280	246	385	27.3
埼玉	県南西部	1,312	1,166	1,541	14.9
	県北	345	307	422	18.2
群馬・埼玉	中・西毛	870	709	1,075	19.1
茨城	県北	343	263	449	23.6
	水戸県央	522	453	737	29.2
	鹿行	199	155	313	36.4
	県南	707	572	868	18.5
	県西	291	235	367	20.7
	栃木	県南	378	327	492
山梨	塩那	167	138	229	27.1
	甲府	348	309	376	7.4

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

## 現行

(別添)

準特定地域における適正車両数

都道府県	営業区域 (交通圏)	適正車両数(両)		平成29年度末 車両数(両)	平成29年度末車両数と 適正車両数(上限)との 乖離率(%)
		上限	下限		
東京	特別区・武三	28,178	25,046	28,143	-0.1
	北多摩	1,576	1,401	1,738	9.3
	西多摩	185	164	209	11.5
神奈川	県央	2,283	1,946	2,227	-2.5
	湘南	355	315	387	8.3
	小田原	420	373	502	16.3
千葉	市原	280	246	385	27.3
埼玉	県南西部	1,312	1,166	1,541	14.9
	県北	345	307	422	18.2
群馬・埼玉	中・西毛	870	709	1,075	19.1
茨城	県北	343	263	449	23.6
	水戸県央	522	453	737	29.2
	鹿行	199	155	313	36.4
	県南	707	572	868	18.5
	県西	291	235	367	20.7
栃木	県南	378	327	492	23.2
	塩那	167	138	229	27.1
山梨	甲府	348	309	376	7.4

※上記「平成29年度末車両数」は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(以下「タクシー特措法」という。)第2条第9項に定める事業用自動車(一般乗用旅客自動車運送事業(1人1車制個人タクシーに限る。以下「個人タクシー」という。)を除く。)の数である。

## 改正

(別紙)

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

## ①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成29年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	883,205,468	1.00	1,974,110,811	0.44	7,995,969	0.80	0.90
	北多摩	46,483,020	0.97	101,929,142	0.49	511,930	0.80	0.90
	西多摩	5,653,202	0.98	11,897,291	0.52	60,057	0.80	0.90
神奈川	京浜	158,176,156	0.97	403,208,625	0.44	1,957,440	0.80	0.93
	県央	61,311,395	0.98	126,264,305	0.50	703,869	0.80	0.94
	湘南	10,338,019	0.98	21,547,603	0.51	113,350	0.80	0.90
	小田原	9,008,918	0.98	20,976,990	0.47	137,789	0.80	0.90
千葉	市原	4,925,023	0.98	10,755,267	0.51	91,588	0.79	0.90
埼玉	県南西部	37,738,190	0.98	81,987,249	0.50	427,438	0.80	0.90
	県北	7,343,970	0.97	15,458,558	0.52	113,440	0.80	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,698,416	0.99	28,468,865	0.51	251,209	0.73	0.90
茨城	県北	5,298,717	0.95	13,403,400	0.47	108,294	0.69	0.90
	水戸県央	9,607,424	0.97	21,933,851	0.50	174,645	0.78	0.90
	鹿行	3,260,520	0.96	8,330,772	0.51	69,047	0.70	0.90
	県南	12,992,210	0.98	29,246,443	0.49	211,833	0.73	0.90
	県西	4,444,654	0.99	9,135,670	0.52	83,949	0.73	0.90
栃木	県南	6,663,746	0.97	15,130,590	0.51	127,637	0.78	0.90
	塩那	3,374,327	0.97	7,301,829	0.52	52,521	0.74	0.90
山梨	甲府	5,755,289	0.98	13,851,691	0.46	116,270	0.80	0.90

## ②その他ハイヤー

都道府県	営業区域(交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.09	0.19
神奈川	京浜	40	0.18	0.29

## 現行

(別紙)

## 1. 算定方法

$$\text{輸送需要量} \div (\text{平均総走行キロ} \times \text{平成13年度実車率} \div \text{平均延実働車両数}) \div 365 \div \text{実働率}$$

※その他ハイヤー(道路運送法施行規則第4条第8項第3号の規定に基づき国土交通大臣が定める区分を定める告示(平成26年国土交通省告示第59号)第2号に規定するハイヤーをいう。以下同じ。)がある営業区域にあつては、算定した一般タクシー(タクシー特措法第2条第9項に定める事業用自動車からその他ハイヤー及び個人タクシーを除いたもの。以下同じ。)の必要車両数と平成26年1月27日現在の一般タクシーの車両数の乖離率を用いてその他ハイヤーの必要車両数を算定し、これを一般タクシーの必要車両数に加えて算定したものである。

## 2. 適正車両数の算定基礎数値

## ①一般タクシー

都道府県	営業区域(交通圏)	輸送需要量の算定		適正車両数の算定				
		平成29年度 総実車キロ	平均対前 年度比率*1	平均総走行キロ *2	平成13年 度実車率	平均延実働 車両数*2	実働率	
							上限値*3	下限値*3
東京	特別区・武三	883,205,468	1.00	1,974,110,811	0.44	7,995,969	0.80	0.90
	北多摩	46,483,020	0.97	101,929,142	0.49	511,930	0.80	0.90
	西多摩	5,653,202	0.98	11,897,291	0.52	60,057	0.80	0.90
神奈川	県央	61,311,395	0.98	126,264,305	0.50	703,869	0.80	0.94
	湘南	10,338,019	0.98	21,547,603	0.51	113,350	0.80	0.90
	小田原	9,008,918	0.98	20,976,990	0.47	137,789	0.80	0.90
千葉	市原	4,925,023	0.98	10,755,267	0.51	91,588	0.79	0.90
埼玉	県南西部	37,738,190	0.98	81,987,249	0.50	427,438	0.80	0.90
	県北	7,343,970	0.97	15,458,558	0.52	113,440	0.80	0.90
群馬・埼玉	中・西毛	13,698,416	0.99	28,468,865	0.51	251,209	0.73	0.90
茨城	県北	5,298,717	0.95	13,403,400	0.47	108,294	0.69	0.90
	水戸県央	9,607,424	0.97	21,933,851	0.50	174,645	0.78	0.90
	鹿行	3,260,520	0.96	8,330,772	0.51	69,047	0.70	0.90
	県南	12,992,210	0.98	29,246,443	0.49	211,833	0.73	0.90
	県西	4,444,654	0.99	9,135,670	0.52	83,949	0.73	0.90
栃木	県南	6,663,746	0.97	15,130,590	0.51	127,637	0.78	0.90
	塩那	3,374,327	0.97	7,301,829	0.52	52,521	0.74	0.90
山梨	甲府	5,755,289	0.98	13,851,691	0.46	116,270	0.80	0.90

## ②その他ハイヤー

都道府県	営業区域(交通圏)	適正車両数の算定		
		平成26年1月27日現在の その他ハイヤー車両数	乖離率	
			上限*4	下限*4
東京	特別区・武三	499	0.09	0.19

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

\*1.....「平均対前年度対比」は、平成24年度から平成29年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

\*2.....「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成25年度から平成29年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

\*3.....実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値

\*4.....乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率

※「平均対前年度比率」、「平成13年度実車率」及び「実働率」の数値は、小数点第3位で四捨五入して記載しているため、必ずしも計算結果は一致しないことがある。

\*1.....「平均対前年度対比」は、平成24年度から平成29年度における総実車キロの対前年度比率の平均値

\*2.....「平均総走行キロ」及び「平均延実働車両数」は、平成25年度から平成29年度における総走行キロ及び延実働車両数の平均値

\*3.....実働率の「上限」は80%又は平成13年度値のいずれか低い数値、「下限」は90%又は平成13年度のいずれか高い数値

\*4.....乖離率の「上限」は一般タクシーの適正車両数の上限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率、「下限」は一般タクシーの適正車両数の下限値と平成26年1月27日現在の車両数の乖離率